

財政援助団体監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査の結果（令和6年12月1日付公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和6年3月29日

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

寒河江市監査委員 殿

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

監査結果に係る措置状況（通知）

令和 5 年 1 2 月 1 日付け監第 2 0 7 号をもって報告を受けた令和 5 年度財政援助団体監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します

所属課等名称 さくらんぼ観光課

指 摘 を 受 け た 事 項	措 置 状 況
<p>指摘事項（所管課） 補助金に係る事務について</p> <p>交付申請書において、要綱により添付する必要がある収支予算書は要綱第 3 条の補助対象経費に該当するかを確認する必要があるため、経費ごとの科目での提出が必要であるがなされていない。同様に、交付申請時に添付すべき書類として要綱の第 5 条第 3 号に「事業内容が確認できる書類」とあるが、添付がないまま交付決定通知をしている。</p> <p>実績報告書においては、経費ごとの科目での内容記載があるものの、添付されている支払書類が、経費ごとの支出がわからないものとなっている。</p> <p>また、補助対象経費の区分ごとに配分された額の 2 0 パーセントを超える増減があるにもかかわらず、変更申請書の提出がされていないまま、額の確定通知書をしている。</p> <p>適正な補助金事務については、要綱に則り、審査を行った後に、交付決定通知をするとともに、随時進行状況を確認したうえで、実績報告書に基づき審査を経て、額の確定通知書をするようにされたい。</p>	<p>補助金に係る事務について</p> <p>補助の事務については、交付申請書受付時に要綱に沿ったものであるかの審査を行うとともに指導及び確認を行って参ります。</p> <p>補助事業申請前に事業者に対し事業に係る経費の仕分け及び支出方法等について十分説明を行うとともに、事業実施中においても連絡指導を適切に行い、報告書提出の際も確認を複数人で行って参ります。</p> <p>また、当初経費予算配分に増減がある場合は事前に相談する必要がある旨を説明し、変更交付申請書提出及び実績報告書は、書類・記載内容等について漏れがないかを確認し適切に対応して参ります。</p>

財政援助団体 一般社団法人寒河江市観光物産協会

指 摘 を 受 け た 事 項	措 置 状 況
<p>指摘事項（財政援助団体）</p> <p>補助金の大幅な内容変更について</p> <p>補助金の事業内容について、補助対象経費の区分ごとに配分された額を20パーセントを超える増減があるにもかかわらず、変更申請書の提出を行わないままに、実績報告書を提出している。</p> <p>事業内容の大幅な変更により、要綱に記載がある変更申請必要がある場合は、事前に相談するとともに、変更申請書を提出し変更交付決定通知を受けてから事業内容の変更をされるようにされたい。</p>	<p>補助金の大幅な内容変更について</p> <p>補助金申請事業の内容変更に伴う、経費予算配分の増減が発生した場合は、要綱を確認し、変更申請が必要な際は担当課に相談し、変更申請書を提出します。</p>